

●考(かんか)もの  
●前號(ぜんごう)の解(かい)

(一) 一字引(いちじひき)の中(なか)。

(二) 火鉢(ひばち) (一八千)

(三) 宮本武藏(みやもとむさし) (三八百十、六三四)

●問題(もんだい)の答(こた) 解答者(かいとうしや) 東京(とうきやう) 非(ひ) 狂(きやう) 生(せい)

(一) 一島(いしま)がないのに福島縣(ふくしまけん)といふが如(ごと)し。

(二) 他(た)の獸(けだもの)もできるに但馬國(たつしまのくに)といふが如(ごと)し。

(三) 人口(じんこう)の少(すく)き國(くに)を多(おほ)う住(す)み(大隅(おほすみ))といふが如(ごと)し。

●福引(ふくいひ)き

(一) 錢(ぜに)なしの旅行(りょこう)。  
苦痛旅(くつうたび) (靴足袋(くつたび))

(二) 幼稚園(ようちえん)の子供(こども)。  
仲よく見える(なかとよくみえる) (硝子瓶(がらすびん))

(三) 怠(なま)け者が多(おほ)くては。  
日本(にほん)の赤恥(あかばち) (赤い箸(あかじ) 二本(にほん))

(四) 清(せい)戦(せん)争(そう)の勇將(ゆうしやう) 佐藤少將(さとうせうしやう) (砂糖(さとう)を少(すく)し)

(五) 獨(ひとり)り子を旅(たび)へ出す母心(おやこころ) 案(あん)じる許(ゆる)り (餅(もち)の入(い)らぬ汁粉(じゆぽん))

家庭(かてい)



いらぬ干渉(かんせう)とみはり

ふみ子(ふみこ)

よく教育(けいよう)のことをわきまへて居(ゐ)る人(ひと)の家庭(かてい)では  
そんな事(こと)はありませんが 上流社會(じやうりゅうしやうかい)の樣(よう)に手(て)の多(おほ)  
い所(ところ)や 小兒(せうに)の教育(けいよう)に氣(き)を付(つ)け過(す)ぎる家庭(かてい)にまゐ  
りますと「そんなに大(おほ)きな躰(こが)を出すのではありま  
せん」とか「そうわちこち歩(あ)さまはらうにじつとお  
すわりしていらつしやい」とか または「今(いま)はこの  
玩具(おもちゃ)でお遊(あそ)びなさい」「庭(には)の何處(どこ)でお遊(あそ)びなさい」

とか「今日は朝から運動が足りないから庭にいつて鬼子をしていらつしやい」とか、それはく〜一から十まで、細かく干渉して、始終大人の思ふ通りに小兒を動かそうとして居るのを見うけることがありません。そして、只こまかく命令禁止するばかりでなく、絶えず小兒の傍について居て、看守が囚人でも見はつて居る様な眼をもつて監督して居る大人もありますが、斯様に朝から晩まで小兒を見はつて居る大人の骨折はなか〜一通ではありますまい。そして小兒のためにはかへつて大なる不幸でございます。尤も幼兒の時代は服従時代であります。それは幼い間はまだ善惡のわきまへがつかまぜんから、若しすべて其欲するまゝに放任して絶對的に自由に任かせて置きますと、これは勿論小兒の身心に不爲であるばかりでなく、手

のつけられぬ大變な我儘ものになりますから、大人はこゝをよく考へて、適當な注意を以て或る時には小兒の自由に任せ、或時には大人の意志に従はせるべきものであります。そうして小兒は此の大人の意志即ち命令なり禁止なりに絶對的に服従すべきものであります。また、小兒は大人が十分注意いたしませんと、いつの間にか色々傾いてとんだ方に向つて容易に取りかへしのかぬ様な結果を來たすことがありますから、能くこまかく氣をつけて居らねばなりません。ですから至當の命令禁止監督は申すまでもなく必要であります。けれども其命令禁止や監督も各其度があります。大人が自分を標準として小兒に命じ、また禁止する事の中には、小兒に取つてどれ程不自然の事があるか知れませぬ。例へば小兒が家の外で遊んで

も内うちで遊あそんでも別べつに差支さしかへのない場合ばあひならば其そののど  
 ちらで遊あそぶかは小兒せうにの自由じゆうに任まかせて置いてよろ  
 しいとございます。左様さやうな時に小兒せうにが戸外こぐわいで遊あそうと  
 望のぞみましたらば、これは其望そのぞみに任まかせてよいの  
 であつて、何なにも大人たいじんが無理むりに命めいじて内うちで遊あそばせる  
 必要ひつたつはありません。また同じ遊あそびますにも、草花くはな  
 を摘つんで遊あそんだり、石ころいしを拾ひろつて遊あそんでも、ま  
 ゝごとをして遊あそんでもかまはない場合には、どち  
 らをして遊あそんでも、小兒せうにの随意ざんいにして置いて差支さしかへ  
 はありません。大人たいじんが「草花くはなを摘つんでお遊あそびなさ  
 い」とか「まゝごとをしてお遊あそびなさい」とか命めい  
 じしない方がよろしうございます。  
 自由じゆうに放任ほうにんして置いてよい様なこまかい事ことにま  
 で、一々いちいち命令めいれいしたり禁止きんししたりして居ゐりますと  
 小兒せうには一ち寸つんしても何かなにいはれますから、だん／＼

手ても足あしも出でなくなつて縮ちぢんでしまいます。そこで  
 自分じぶんで働はたらくといふことが少すくくなります。從したがつて自治じち  
 の心こころも勇氣ゆうきも少すくくなります。其その上うへ一方ひつでは次つぎの様やう  
 な弊害へいがいがあります。それは、こゝろいふ風ふうになりま  
 すと自然ぜんに命令めいれいや禁止きんしの數かずが多おほくなりますして其上そのうへ  
 其中そのうちには必要ひつたつなものもありませんが、不ふ必要ひつたつなものが多おほ  
 くあります。そして小兒せうには一々いちいちこの多おほい命令めいれい禁止きんし  
 に従したがふことは出来できませんから、勢いきほひ、從したがはぬ場合ばあひが  
 出来できます。且かつ小兒せうにには必かならず從したがはなければならぬ  
 大切たいせつの命令めいれいとそうでないのとの區別くわつは分わかりません  
 から、遂つひには必かならず從したがふべきことにも從したがはぬ様な事こと  
 が起おこります。また勢いきほひ監督者かんとくしやの目めをはなれて自分じぶん  
 自由じゆうを働はたらかうとする様やうになります。こゝなつてま  
 りますと監督者かんとくしやの方ほうでは「どうも少すくしも目めがは  
 なせぬ一ち寸つん見みずに居ゐると、もうあんな悪わるい事ことをし

て居る」など、思ひまして、益々一分時も目を離さずに監督して居る事の必要を見とめます。そうして眼を光らせ、心を電の如くはたらかせて見はつて居りますから少しの間も心の安らかな穏かな時はありません。斯様なのは決して小兒に取つて楽しい友、愛すべき保護者ではありません。

ですから小兒は斯様な人の前では天真爛漫に無邪氣に遊ぶ事は出来ません。従て其人の見て居ない處では其反動として勢不法の事までもふるまひます。斯様になりますと大人も小兒も兩方共おもしろくありませんから其間に眞の教育の出来よう筈はありませぬ。故に或範圍内では小兒の自由に任かせて置いて、そして守らせるべきことは十分厳重に守らせ、監督者が見て居ない處でも守るべきことは守り、してわるい事はせぬ様にしつけて置

いて、或範圍内では小兒を信用して安心して小兒の自由に任かせて置くことの出来る様にしたいたいののでございます。

### 家庭閑話

#### その子

▲豫期に反して樂しみの少きは結婚後の生活なり  
 豫期に反して樂しみの大なるは始めて儲けたる幼兒を育つることなり。

▲家庭を愉快にせん事、何人も願ふ所なれど、さて、結婚前に描きたりし理想の實際に當りては、百分一も現實にせられざるは、誰もく經驗せらるゝ事なるべし。理想の時代には、現實に必らず伴ふもろくの障害を勘定に入れざると、且つ豫